

箕子小学校跡地活用に関する民間アイデア募集 〈公募要項〉



平成29年6月 福岡市

目 次

0. はじめに.....	1
1. 公募概要.....	2
1-1 民間アイデア募集の目的.....	2
1-2 民間アイデア募集の実施体制.....	2
1-3 跡地活用検討の流れ.....	2
1-4 前提条件.....	3
1-5 公募する提案内容.....	8
1-6 提案概要書.....	9
1-7 対話事業者への通知.....	10
1-8 対話の方法.....	10
1-9 提案内容の取り扱い.....	10
2. 参加資格要件等.....	11
2-1 基本的な要件.....	11
2-2 応募者の構成.....	11
2-3 応募者の制限.....	11
2-4 グループで応募する場合の構成員の変更.....	11
3. 民間アイデア募集に関する手続き.....	12
3-1 民間アイデア募集のスケジュール.....	12
3-2 公募要項の配布.....	13
3-3 参加資格に係る質問の受付および回答の公表.....	13
3-4 民間アイデア募集に関する説明会.....	13
3-5 参加表明書の受付.....	14
3-6 提案書に係る質問の受付および回答の公表.....	14
3-7 提案書の受付.....	14
3-8 提出書類の様式等.....	15
3-9 対話までの流れ.....	16
3-10 応募の辞退.....	16
3-11 応募の無効.....	16
3-12 その他.....	16
参考資料等	

0. はじめに ～簀子小学校跡地に係る経緯と民間アイデア募集の位置づけ～

簀子小学校については、都心部の教育環境整備により、平成 26 年 4 月に舞鶴小学校へ統合移転したことに伴い跡地となりました。

舞鶴中学校区の小中学校の再編に際しては、これまで学校施設が担っていた地域行事等の場や災害時の避難場所としての役割などを踏まえ、跡地において機能を継続できるよう、地域と協議した内容を計画書として取りまとめています。

また、簀子小学校跡地は、市民の貴重な財産である観点からも、都心部や大濠公園・舞鶴公園との近接性を活かし、地域や福岡市にとって魅力ある跡地活用となるよう、取り組むことが重要だと考えております。

このような背景のもと、統合移転後、計画書を踏まえた跡地活用を図る中で、学校施設としての利用制約や体育館の老朽化などの課題を地域と確認したことから、地域とも協議を重ね、課題解決に向けた検討の方向性を整理し、跡地全体について、民間事業者の活力や創意工夫を取り入れ、計画書の趣旨を踏まえた地域や福岡市にとって魅力ある跡地活用を検討して行くこととなりました。

現在、福岡市では、跡地活用の実現手法を示す跡地活用方針を策定するため、地域の代表や学識経験者などで構成する簀子小学校跡地活用会議を設置し、ご意見を伺いながら、平成 29 年度中の策定に向け検討を進めているところです。

検討にあたっては、民間事業者の意向把握が重要と考えており、簀子小学校跡地に関心のある事業者から跡地活用のアイデアについてお聞かせ頂きたく、今回の民間アイデア募集を実施することとなりました。

民間事業者の皆さまにおかれましては、当該跡地の恵まれた立地環境を活かし、地域のニーズを取り入れながら、跡地全体並びに地域や福岡市の魅力を高める観点から、先進的な知見やノウハウを発揮頂き、跡地活用のアイデアをお聞かせいただければと考えております。

本事業に関心のある民間事業者におかれましては、ぜひとも、積極的に簀子小学校跡地の活用に関してアイデアをお寄せ頂きますよう、よろしくお願いいたします。

1. 公募概要

1-1 民間アイデア募集の目的

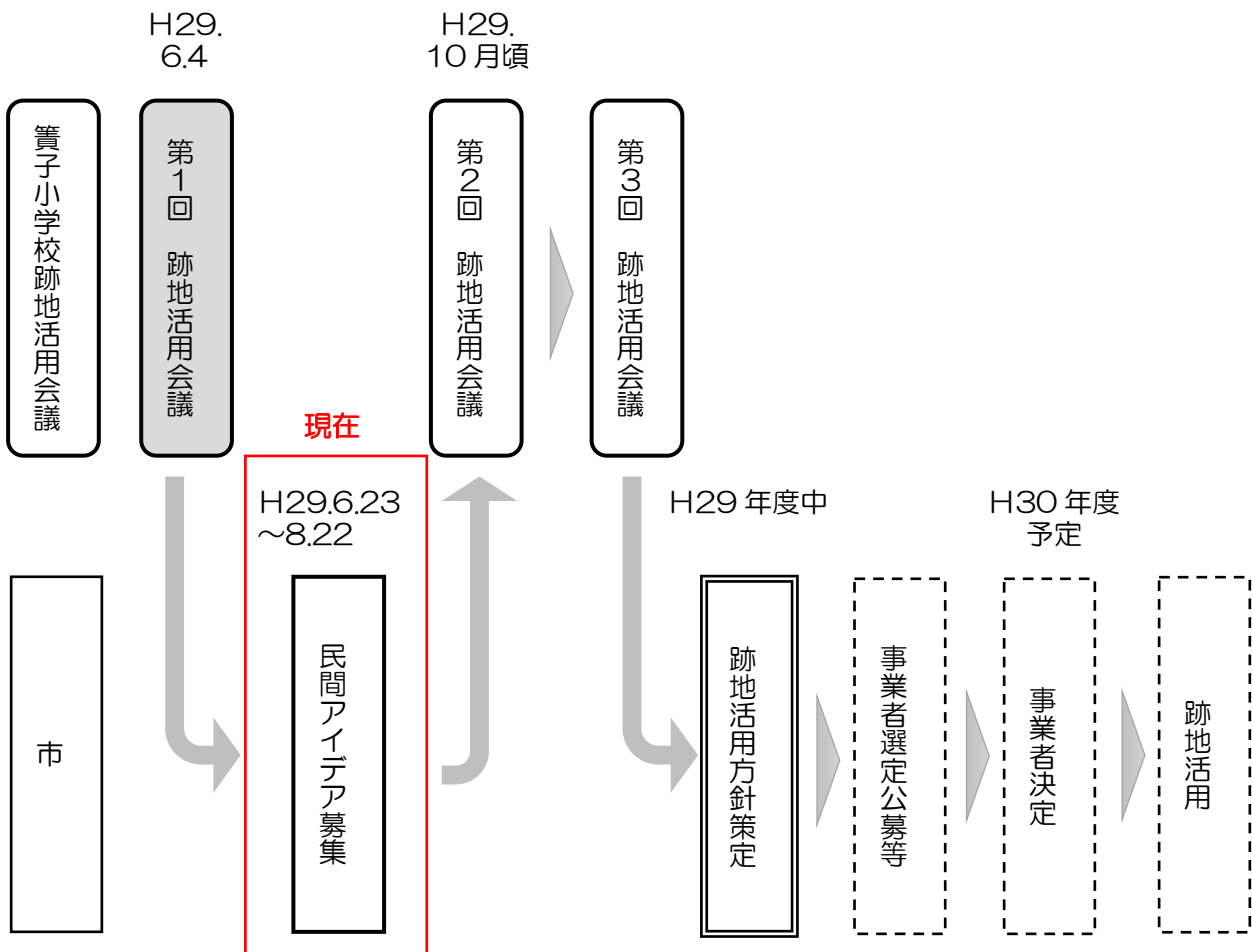
今回実施する「民間アイデア募集」は、簗子小学校跡地に関心のある民間事業者から、具体的な跡地活用のアイデアについて提案を求めるものであり、提案に基づき民間事業者と対話を実施し、計画書の趣旨を踏まえた地域行事等の場や災害時の避難場所等の機能を継続する方策をはじめ、地域や福岡市にとって魅力ある跡地活用に向け、今後必要な取組みに反映するために実施するものです。

今回の民間アイデア募集への提案および対話（以下、「対話等」という）を行う事業者（以下、「対話事業者」という）の意見等は、今後策定する跡地活用方針及び、その後の事業者選定公募の公募要項等に可能な範囲で反映する予定です。

1-2 民間アイデア募集の実施体制

今回の民間アイデア募集は、福岡市が実施するものです。提出いただく参加表明書及び提案概要書等をもとに、福岡市が対話事業者へ通知した上で、対話を実施します。実施に係る事務については、住宅都市局跡地活用推進部計画課内に事務局を設置して行います。

1-3 跡地活用検討の流れ



1-4 前提条件

(1) 対象地

提案の対象地は、①簀子小学校跡地（約0.85ha）全体とします。

また、隣接地の②簀子公園（約0.3ha）を含めた提案も可能とします。

(図表1) 位置図・配置図



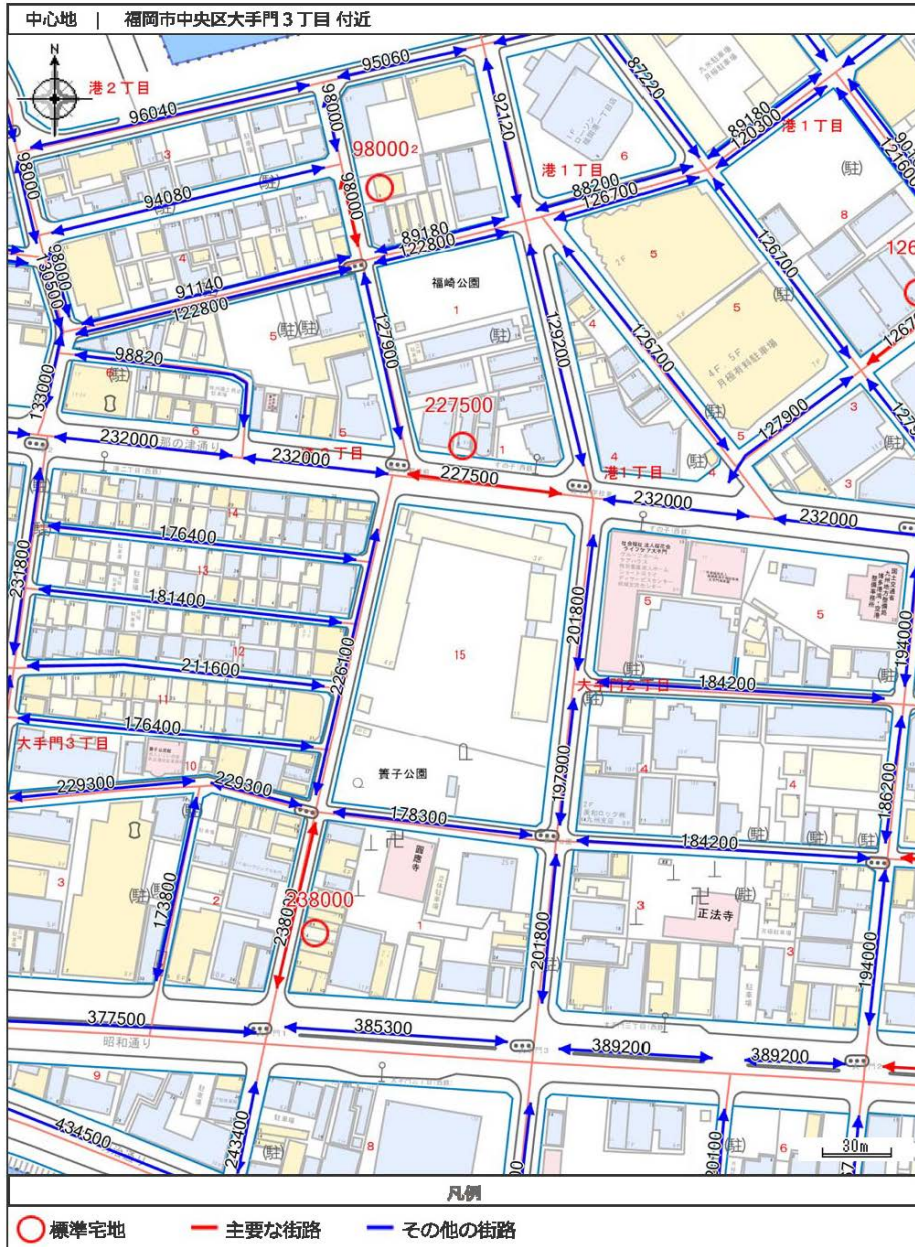
名称	① 簀子小学校跡地		② 簀子公園	
住居表示	福岡市中央区大手門3丁目15		福岡市中央区大手門3丁目15	
土地の状況	地番	福岡市中央区大手門3丁目315番	福岡市中央区大手門3丁目314番	
	地目	学校用地	公園	
	面積	8,560 m ²	3,003 m ²	
法令上の制限	都市計画	市街化区域	用途地域	商業
	指定容積率	400%	指定建ぺい率	80%
	地域地区	準防火地域	日影規制	—
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 航空法上の高さ規制有り 航空法第56条第3項の円錐表面内 簀子公園は、都市計画決定されており、都市公園法に基づき設置された公園 		

(2) 簀子小学校跡地の土地の取り扱い

提案にあたって、①簀子小学校跡地の土地の取り扱いについては、売却または貸付のいずれの事業手法についても提案可能とします。

売却価格や貸付料については、「福岡市公有財産規則」を基本とします。

(図表2) 参考：固定資産税路線価（平成28年）



(出典：一般財団法人 資産評価システム研究センター)

(4) 広場や体育館等の機能に係る条件

計画書の趣旨を踏まえ、地域行事等の場や災害時の避難場所等の機能が継続できるよう、提案してください。

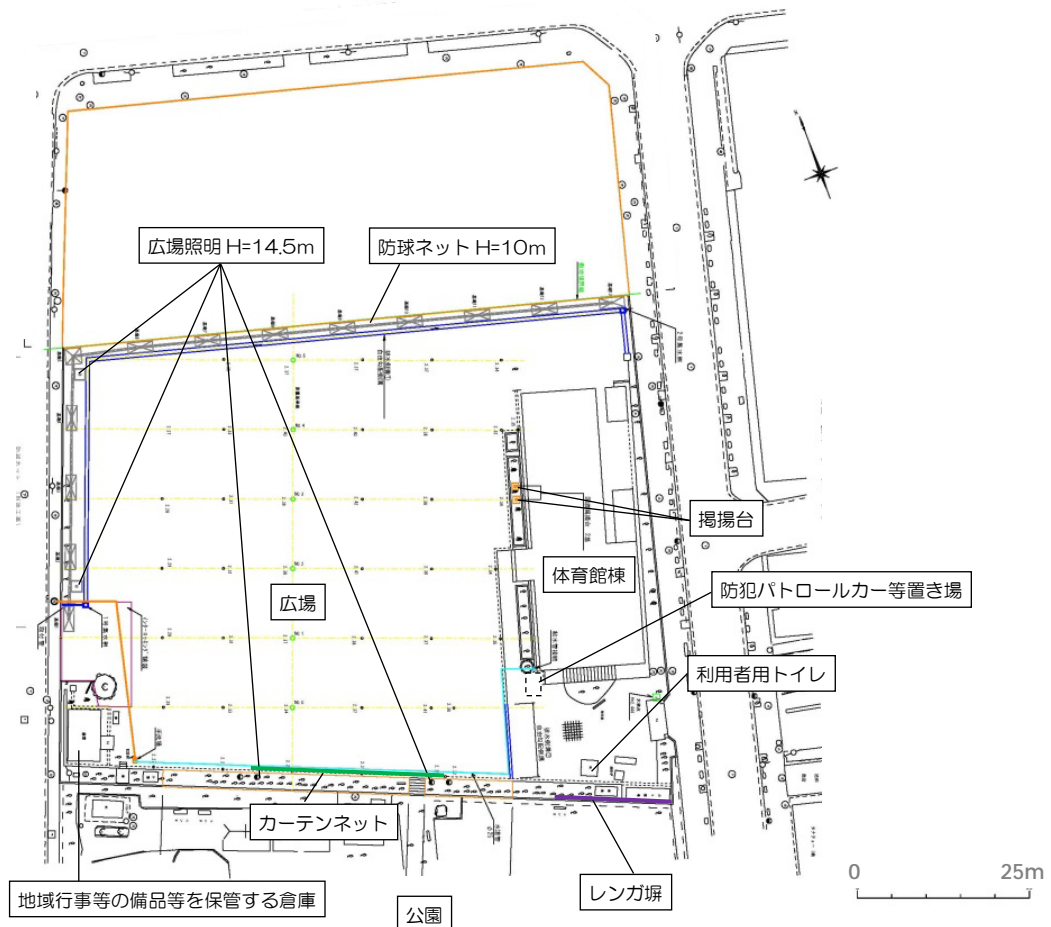
○施設

- 広場や体育館の機能として、災害時の避難場所や避難所、地域主催の夏祭りや運動会等の地域行事、サークル活動の場を確保してください。
※体育館の機能は、新たに施設を整備して確保してください。
- 地域行事等の備品等を保管する倉庫、広場照明、利用者用トイレ、掲揚台、その他必要な設備等（図表4に示す既存施設配置図を参考）を確保してください。
- 防犯パトロールカー等の駐車スペースを確保してください。

○地域利用

- 図表5の地域の利用状況を参考に、地域行事等が継続できるようにしてください。
- 地域が利用する際の使用料は、夜間に広場の照明を使用する場合は600円/時とし、それ以外は無料としてください。

(図表4) 既存施設配置図〔参考図〕



※平面図と現況が異なる場合、現況を優先します

1-5 公募する提案内容

■以下の内容について、提案書により、提案してください（P15「3-8 提出書類の様式等」参照）。

■今後の検討につなげるため、地域意見を含む跡地活用会議の意見（第1回簗子小学校跡地活用会議資料及び同議事録参照）等を参考に、提案してください。

■簗子小学校跡地（約0.85ha）全体について、地域や福岡市の魅力向上に繋がる活用の考え方やイメージを示してください。また、その中で、課題である計画書の趣旨を踏まえた地域行事等の場や災害時の避難場所等の機能について、どのように継続していくのか、考え方を示してください。

なお、P3の②簗子公園を含んだ提案も可能です。

■原則として、提案及び対話項目（下記参照）の必須項目（下記○の項目）に関するすべてについて、事業者の考え方等について提案を行ってください。1つでも提案されていない場合は、対話事業者として対話しない場合がありますので、ご注意ください。なお、自由記載の項目（下記▲の項目）についての提案は必須ではありません。

■原則として、P3「法令上の制限」等を踏まえた提案としてください。ただし、規制を変更することで、より良好な跡地活用の提案が可能な場合に限り、事業者として計画の配慮事項などを記載した上で、提案することも可能とします。

※今回の提案等により、提案内容の実現について確約するものではありません。

-----<提案及び対話項目>-----

（1）跡地全体に係る提案

①跡地全体の活用のイメージ（簗子公園を含めた提案も可）

- 跡地全体の活用の考え方やイメージ（コンセプト等）
- 跡地全体の土地利用や導入機能
- 課題解決に向けた基本的な考え方

②跡地活用による魅力向上

地域の魅力向上に繋がる考え方を示してください。

○地域貢献に関する考え方

- ・地域意見（第1回簗子小学校跡地活用会議資料及び同議事録参照）を踏まえ、考え方を示してください。

○周辺環境・景観への配慮の考え方

③事業計画など

○事業化の範囲

- ・事業者として自らが実施の意向がある敷地の範囲を示してください。

※全体を事業化の範囲としない場合は、①の跡地活用の考え方を実現するための考え方を記載してください。

○土地権利の設定方法

○事業スケジュール

○事業スキームと事業費の考え方

④その他

▲公共に求める事項

※提案内容実現のために必要な容積緩和やその他の提案など、公共に求める事項等があれば、その内容を記載してください。

(2) 各要素に係る提案

①民間施設に係る提案

○民間導入機能の概要

- ・施設の概要（配置，用途，規模，階数等）

※住宅を提案される場合は，住宅タイプ（高齢者向け，ファミリー向け，賃貸，分譲など），戸数を示してください。

- ・想定されるコンテンツ（テナントや企業等）

②広場や体育館等の機能に係る提案

○広場や体育館等の機能の確保・担保の考え方（1-4（4）の施設）

- ・規模，配置，仕様
- ・整備の概要
- ・整備主体，管理運営主体
- ・地域や事業者の利活用のイメージ（地域利用の範囲，調整方法，使用料など）
- ・災害時の避難場所等としての利用イメージ
- ・機能担保の手法，考え方
※地区計画制度の活用を予定しています。
- ・その他（特記事項など）

※今後の検討につなげるため，イメージできる具体的な内容や事例をご提供いただきますようお願いいたします。

③簗子公園に係る提案

▲簗子公園の整備の概要・利活用のイメージ

※簗子公園を含めた提案を行う場合は，整備の範囲や概要，利活用のイメージなどを示してください。特に，公園区域の変更を伴う提案を行う場合は，機能や規模の向上の考え方を示してください。

(3) 事業実績

国内外における事業実績をお示しください（リーフレット・書籍のコピー等）。

※提案内容と同規模又は類似の事業実績があれば，必ず提出してください（自由様式）。

1-6 提案概要書

提案書の他、公表用に提案概要書（指定様式（様式 11 A4））1 枚、自由様式（A3）1 枚）を提出してください（P15「3-8 提出書類の様式等」参照）。

1-7 対話事業者への通知

事務局が参加資格および提案内容の確認を行い、対話事業者へ通知します。

対話事業者については、優劣の評価はつけず、跡地活用方針策定後に実施する予定の事業者選定公募での優先交渉権になることはありません。

1-8 対話の方法

（1）対話の方法

事業者に提案内容について説明していただいた上で、対話を行います。対話は対話事業者ごとに個別に行うものとし、最低 1 回、必要に応じて複数回行います。なお、対話の場所は原則として市役所とし、対話の時期および場所については、別途連絡します。

（2）その他

対話並びに対話に伴う資料等は日本語によるものとします。通訳等が必要な場合は、各応募者にて準備してください。なお、本公募及び対話に係る応募者に発生する費用は、すべて応募者の負担とします。

1-9 提案内容の取り扱い

（1）著作権等

提出した提案書及び提案概要書の著作権およびその他の知的財産権は、提出者に帰属します。ただし、跡地活用に係る検討や資料作成等（提案書及び提案概要書の一部を改編した場合も含む）において、福岡市が無償で使用できることとします。

（2）公表

応募状況ならびに「提案概要書」に基づいた公募結果の概要について、福岡市のホームページ等で公表を行います。市は対話事業者と協議の上、提案概要書の一部を改編し公表する場合があります。なお、提出された提案書および企業名については原則非公表とします。

（3）対話事業者の権利等

対話事業者の意見等は、今後策定する跡地活用方針及び、その後の事業者選定公募の公募要項等に可能な範囲で反映する予定です。また、事務局が今後の検討プロセスにおいて、対話事業者の意見を伺うことがあります。なお、本公募への参加は、跡地活用方針策定後に実施する予定の事業者選定公募において評価対象とはなりません。

2. 参加資格要件等

2-1 基本的な要件

- ◆自らが実施可能な事業を提案でき、また、事業実施の意向がある事業者。
- ◆各種法令を遵守する者。

2-2 応募者の構成

- ◆応募者は単独の法人もしくは複数の法人により構成されるグループ。
- ◆グループで応募する場合は、代表法人を定め、構成員の役割分担を明確にしてください。
- ◆複数応募の提案は可能です。

ただし、単独で応募した法人は、グループでの応募の代表法人となることはできません。
また、応募した複数のグループにおいて、同時に代表法人となることはできません。

◆グループの構成員が定まっていない場合

グループの構成員が定まっていない場合でも応募できます。この場合、構成員が定まっていない旨、また、想定するグループ構成員の事業者数や業態を提案書に明記してください。

2-3 応募者の制限

- ◆応募者または応募グループの構成員は、次の全ての要件を満たしていることとします。
 - (1) 最近2年間の市町村税を滞納していないこと。
 - (2) 最近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「本条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員ではない事業者、若しくは、本条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。

2-4 グループで応募する場合の構成員の変更

- ◆グループで応募する場合、対話が終了するまでの期間、本公募の運営上支障がないと事務局が判断した場合、構成員の変更を認めることがあります。その場合には、事務局は必要に応じ、事業者書類の再提出等を求めることがあります。

3. 民間アイデア募集に関する手続き

3-1 民間アイデア募集のスケジュール

日時	項目	記載ページ・関係様式
平成 29 年 6 月 23 日(金) 午前 11 時～	公募要項の配布	P.13 3-2
平成 29 年 6 月 28 日(水) ～平成 29 年 6 月 30 日(金)	参加資格に係る質問の受付	P.13 3-3 様式 1 「参加資格に関する質問書」
平成 29 年 6 月 30 日(金) 午前 10 時～	民間アイデア募集に関する説明会	P.13 3-4 様式 2 「説明会参加申込書」
平成 29 年 7 月 10 日(月) ～平成 29 年 7 月 18 日(火) ※参加表明書は、提案書の受付の締切まで提出可能です (なお、提案書に係る質問は、7 月 18 日までに参加表明書を提出した事業者からのみ受け付けます)	参加表明書の受付	P.14 3-5 様式 3 「参加表明書」 様式 4 「応募者の代表法人および構成員一覧表」 様式 5 「役員名簿」 様式 6 「委任状 (代表法人)」 様式 7 「委任状 (代理人)」 様式 8 「参加表明書提出時必要書類一覧表」
平成 29 年 7 月 13 日(木) ～平成 29 年 7 月 18 日(火)	提案書に係る質問の受付	P.14 3-6 様式 9 「公募要項等に関する質問書」
平成 29 年 8 月 18 日(金) ～平成 29 年 8 月 22 日(火)	提案書の受付	P.14 3-7 , P.15 3-8 様式 11 「提案概要書」 様式 12 「提案書提出時必要書類一覧表」
平成 29 年 8 月下旬以降	対話の実施	P.16 3-9

3-2 公募要項の配布

- ◆配布開始：平成 29 年 6 月 23 日（金）午前 11 時～
- ◆配布場所：福岡市住宅都市局跡地活用推進部計画課
住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号 福岡市役所 3 階
- ◆公募要項は、福岡市のホームページに掲載を行います。
【ホームページアドレス】
http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/atoti_keikaku/shisei/aideabosyu_sunoko.html

3-3 参加資格に係る質問の受付および回答の公表

- ◆2. 参加資格要件等に関して、質問回答を以下の通り行います。別添の様式 1「参加資格に関する質問書」に必要な事項を記入の上、以下の通り提出してください。
- ◆受付期間：平成 29 年 6 月 28 日(水)～平成 29 年 6 月 30 日(金)
- ◆提出方法：電子メールにより提出してください。持参、郵送などその他の方法による提出は不可とします。
- ◆提出先：福岡市住宅都市局跡地活用推進部計画課
電子メール：keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp
- ◆回答方法：平成 29 年 7 月 6 日（木）までに福岡市のホームページにて公表を行います。ただし、関係機関等との調整を要するものなどについては、一部遅れる場合があります。
- ◆提出期限を過ぎた場合は無効とします。（不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。）

3-4 民間アイデア募集に関する説明会

- ◆開催日時：平成 29 年 6 月 30 日（金）午前 10 時～（30 分程度を予定）
- ◆開催場所：福岡市役所 5 階 第 2 会議室（議 502）
住所：福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号
※現地へのアクセス等はホームページに掲載しておりますのでご参照ください。
- ◆説明会への参加は任意ですが、参加される場合は事前申込が必要です。参加希望者は様式 2「説明会参加申込書」を平成 29 年 6 月 29 日（木）正午までに電子メールにより提出してください。
提出先：福岡市住宅都市局跡地活用推進部計画課
電子メール：keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp
- ◆説明会では原則質問は受け付けません。質問については、「3-3 参加資格に係る質問の受付および回答の公表」および「3-6 提案書に係る質問の受付および回答の公表」を参照してください。
- ◆応募者多数の場合は、参加人数を制限する場合があります。

3-5 参加表明書の受付

- ◆様式8「参加表明書提出時必要書類一覧表」を参考に必要な書類に必要事項を記入の上、以下の通り提出してください。
- ◆受付期間：平成29年7月10日(月)～平成29年7月18日(火)
- ◆提出方法：持参または郵送により提出してください。FAXや電子メールなどその他の方法による提出は不可とします。
- ◆提出先：上記「3-2」で記した公募要項の配布場所と同じです。
- ◆なお、参加表明書の提出は、下記「3-7」で記した提案書受付の締切日まで可能ですが、受付期間後に提出した場合は、下記「3-6」で記した提案書に係る質問等については、受け付けません。

3-6 提案書に係る質問の受付および回答の公表

- ◆提案書に係る、質問回答を以下の通り行います。別添の様式9「公募要項等に関する質問書」に必要事項を記入の上、以下の通り提出してください。
- ◆上記「3-5」で記した受付期間内に参加表明書類を提出した事業者からのみ質問を受け付けます。
- ◆受付期間：平成29年7月13日(木)～平成29年7月18日(火)
- ◆提出方法：電子メールにより提出してください。持参、郵送などその他の方法による提出は不可とします。
- ◆提出先：上記「3-3」で記した提出先と同じ。
- ◆回答方法：平成29年7月24日(月)までに、福岡市のホームページにて公表します。ただし、関係機関等との調整を要するものなどについては、一部遅れる場合があります。
- ◆提出期限を過ぎた場合は無効とします。(不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。)

3-7 提案書の受付

- ◆提案書は20部提出してください。
- ◆様式12「提案書提出時必要書類一覧表」を参考に必要事項を記入の上、以下の通り提出してください。
- ◆受付期間：平成29年8月18日(金)～8月22日(火) 午前10時～午後5時
- ◆提出方法：持参または郵送(受付期間内必着)。FAXや電子メールなどその他の方法による提出は不可とします。
あわせて提案概要書のデータ(指定様式(様式11 A4)はword, 自由様式(A3)はPDF)をWindowsで読み込み可能なCD-ROMで持参または郵送してください。
- ◆提出先：上記「3-2」で記した公募要項の配布場所と同じ。
- ◆提出期限を過ぎた場合は無効とします。(不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。)

3-8 提出書類の様式等

〈提案書について〉

- ◆用紙サイズはA3横とし、枚数及び書式は自由とします。
- ◆本公募要項P8～9「1-5 公募する提案内容」に記載する各項目について提案内容を記述してください。（建築物の配置等については、縮尺を記載してください）また、必要に応じて建築物の概要や広場・体育館機能の利活用のイメージを表現する図面等（立面図、断面図、パース等）を添付してください。
- ◆各項目の分量・配分は自由です。ただし、どの項目について記載した内容であるか判別できるようにレイアウト等を工夫してください。
- ◆文字のフォントは自由です。文字のサイズは10.5ポイント以上を基本とします。

〈提案概要書（公表用）について〉

- ◆提案概要書は、指定様式（様式11 A4）1枚と自由様式（A3）1枚とします。
- ◆様式11「提案概要書」には、以下の項目について、提案者の考え方等を記載してください（○必須、▲自由記載）。
 - 跡地全体の活用の考え方やイメージ（コンセプト等）
 - 跡地全体の土地利用や導入機能（事業化の範囲（面積）、民間施設の概要含む）
 - 課題解決に向けた基本的な考え方
 - 広場や体育館等の機能の確保・担保の考え方（地域行事等の備品等を保管する倉庫、防犯パトロールカー等置き場等を含む）
 - 地域貢献に関する考え方
 - 周辺環境・景観への配慮の考え方
 - 土地権利の設定方法
 - ▲公共に求める事項（容積緩和やその他の提案など）
 - ▲簀子公園の整備の概要、利活用のイメージ
- ◆自由様式には、事業者として自らが実施する意向がある敷地の範囲、上記の考え方等が分かるよう、跡地全体の活用イメージ、配置図、平立断図、施設概要、パース、公園を含む場合は公園の整備の範囲や概要などを記してください。
- ◆公表を前提とした資料であるため、跡地活用方針策定後の事業者選定公募において不利になるような情報など、非公表としたい事項については記載する必要はありません。
- ◆応募者の特定につながる記載は行わないでください。
- ◆文字のフォントは自由です。文字のサイズは10.5ポイント以上とします。
- ◆提出した提案概要書のデータ（指定様式（様式11 A4）はword、自由様式（A3）はPDF）を提出してください。

3-9 対話までの流れ

◆参加資格の確認，提案書の確認，対話事業者への通知という流れで進めます。

〈参加資格の確認〉

- ・事務局が、「2参加資格要件等」に基づき民間アイデア募集への参加資格の確認を行います。参加資格の確認に時間を要する場合は、遡って提案を無効とする場合があります。

〈提案書等の確認〉

- ・応募者の提案書等について、「1-5 公募する提案内容」に基づき、必須項目の確認を行います。

〈対話事業者への通知〉

- ・書類確認により提出書類等に不備がない応募者を対話事業者として通知します。
- ・事務局は、応募者（グループの場合は代表法人）に対して、平成29年8月下旬頃（予定）に確認結果を通知する書面を郵送にて発送します。

3-10 応募の辞退

◆参加表明書類を提出した応募者が応募を辞退する場合は、様式10「辞退届」を提案書受付の締切日までに提出してください。

3-11 応募の無効

◆次のいずれかに該当する場合、応募は無効とします。

- ・応募書類に虚偽の記載があった場合。
- ・提案書等に、第三者の著作権、その他の知的財産権に抵触する内容を含んでいる場合。

3-12 その他

◆すべての提案書類において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

◆今回の民間アイデア募集への応募の有無にかかわらず、跡地活用方針策定後の事業者選定公募に参加することは可能とします。

参考資料等

※参考資料等は、下記福岡市ホームページからダウンロードしてください。

http://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/atoti_keikaku/shisei/aideabosyu_sunoko.html

■別添資料

- 別添資料1 「ベース図」
- 別添資料2 「周辺現況図」
- 別添資料3 「地積測量図」

■様式集

- 様式1 「参加資格に関する質問書」
- 様式2 「説明会参加申込書」
- 様式3 「参加表明書」
- 様式4 「応募者の代表法人および構成員一覧表」
- 様式5 「役員名簿」
- 様式6 「委任状（代表法人）」
- 様式7 「委任状（代理人）」
- 様式8 「参加表明書提出時必要書類一覧表」
- 様式9 「公募要項等に関する質問書」
- 様式10 「辞退届」
- 様式11 「提案概要書」
- 様式12 「提案書提出時必要書類一覧表」

.....

■関連上位計画等

- 1 福岡市都市計画決定内容一覧
- 2 福岡市基本計画
- 3 福岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)
- 4 福岡市都市計画マスタープラン
- 5 福岡市景観計画
- 6 福岡市新・緑の基本計画
- 7 セントラルパーク構想
- 8 第1回箕子小学校跡地活用会議資料及び同議事録
- 9 その他（福岡市公園条例，航空法の規制）

【問合せ先】

福岡市住宅都市局跡地活用推進部計画課

住所：福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL：092-711-4957

Mail：keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp